

# 災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領（以下、「本要領」という。）は、公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式により、災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託の受託候補者を公平かつ適正に特定するにあたり、事業者の募集手続や審査等に必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### （1）業務の名称

災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託（以下、「本業務」という。）

### （2）業務内容

- ・現状確認、課題整理及び自治体事例調査
- ・基本計画書及び実施設計書の策定
- ・市場調査、仕様要件等の比較検討
- ・システム調達仕様書及び実施設計図書等の作成

※詳細は別紙1「仕様書」のとおり

### （3）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### （4）提案上限額

11,460,000円（消費税及び地方消費税含む）

- ・提案上限額を超過した場合は契約を締結しない。
- ・受託候補者の特定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、提案者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

## 3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または法人の共同事業体とする。

- （1）仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること、または以下①、②の各要件を満たすこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
  - ② 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは更生手続中でないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは再生手続中でないこと。
- （4）仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）によ

り指名の停止を受けていないこと。

- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと（仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないこと）。
- (6) 共同事業体にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。なお、代表構成員または一以上の構成員は、仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事務所等を置いていること。
- ① 全ての構成員が、上記(1)から(5)に掲げる条件を満たしていること。
  - ② 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、または単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

#### 4 実施スケジュール（予定） ※年号の記載がない月日は「令和7年」

内容	日程・期限等	備考
募集開始（公告）	4月18日（金）	
質問受付期限	4月25日（金）17時必着	電子メールのみ受付
質問に対する回答	5月1日（木）	本市ホームページ掲載
参加表明書、企画提案書等提出期限	5月19日（月）17時必着	持参または郵送 (一部書類は電子メール提出)
プレゼンテーション実施通知	5月20日（火）まで	電子メール施行
プレゼンテーション	5月26日（月）午後	詳細は上記通知に記載
審査結果通知	5月28日（水）発送	
契約締結、業務開始	6月上旬	
中間報告期限	9月19日（金）	
業務完了	令和8年3月31日（火）	

#### 5 企画提案における各種手続き等

##### （1）質問の受付及び回答

企画提案書等の提出にあたり、以下のとおり質問を受け付け、期日までに回答する。

###### ① 受付期限

令和7年4月25日（金）17時必着

###### ② 質問方法

様式1「質問票」を用いるものとし、電子メールにより事務局（本要領「9 事務局」に記載の事務局。以下同じ。）へ提出すること。送信の際は、件名を「災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託に関する質問（事業者名）」とし、送信後、電話で質問書の提出を連絡すること。

なお、本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

また、質問票の内容に疑義が生じた場合は、事務局より質問者へ確認を行う場合がある。

③ 回答方法

質問を受け付けた場合、令和7年5月1日（木）までに、本市ホームページ（本書を開いているページ）に回答を掲載する。

④ 留意事項

- ・電子メール以外での質問及び質問票の提出は受け付けない。
- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加または修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

（2）参加表明書及び企画提案書等の提出

① 提出期限

令和7年5月19日（月）17時必着

② 提出方法

事務局へ持参または郵送すること。持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。また、郵送の場合は、電話等により提出について連絡すること。

なお、「企画提案書」及び「見積価格提案書」については、持参または郵送に加えて、電子メールにより提出すること。送信の際は、件名を「災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託に係るプロポーザル参加（事業者名）」とし、送信後、電話で企画提案書等の提出を連絡すること。

③ 提出書類

提出書類	部数
様式2「参加表明書」	1部
会社概要資料	1部
市税の滞納がないことの証明書または主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書	1部（写し可）
消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）	1部（写し可）
様式3「共同事業体結成に係る届出書」（共同事業体で参加する場合のみ）	1部
様式4「企画提案書等提出書」	1部
企画提案書	正本1部、副本8部
見積価格提案書	正本1部、副本8部
様式5受託実績調書 もしくは、官公庁等での類似、関連業務の実績が確認できる書類やパンフレット	1部（提出任意）

※ 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ、以下の書類も提出すること。

提出書類	部数
様式6「暴力団排除に係る誓約書」	1部
履歴事項全部証明書の原本	1部

#### ④ 留意事項

- ・公的機関が発行する証明書等は、3か月以内に発行された最新の内容のものに限る。
- ・提出期限までに提出書類が事務局に到達しなかった場合は、参加表明がなかったものとする。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

### (3) 企画提案書等の作成

#### ① 全般

- ・提案内容は本業務の範囲とし、見積金額の中で提案内容を実現するものとする。なお、受託候補者として特定された提案者は、業務の実施にあたってその提案内容について改めて本市と協議の上、承認を受けること。
- ・別紙1「仕様書」に掲げる業務内容を大きく超える提案を行うにあたっては、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については本市の判断で採用しない場合があることから、そのことによって、他の要求条件または提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがあるなどの制限事項がある場合は、必ず明記すること。
- ・提案内容について、二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- ・提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- ・本市が求める業務内容のうち、実現不可能な項目については理由等を明記したうえで代替案を提示すること。

#### ② 企画提案書

- ・様式は任意とするが、表紙、目次、本編、（必要に応じて）付属資料で構成の上、1冊にまとめること。
- ・表紙には、題名として「災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託 企画提案書」と記載すること。
- ・本編は20～30ページの範囲内とすること。なお、別紙1「仕様書」を熟読の上、別紙2「評価基準表」に示す評価項目及び基準に則して具体的に記載し、対応する評価項目等が分かるように作成すること。
- ・規格はA4判横向き、両面印刷長辺綴じ（白黒・カラーは不問）、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。ただし、図表等で対応が困難な場合はA3判折込み等で作成しても差し支えない。

#### ③ 見積価格提案書

- ・様式は任意とする。
- ・経費の総額（消費税及び地方消費税を含む）を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。
- ・見積価格（税込）が提案上限額を超えないよう留意すること。

#### ④ 留意事項

- ・審査は応募者名を非公開で行うことから、上記②及び③については、正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称やロゴマーク等を使用しないこと。

- 専門用語や難解な語句等に注釈や解説を加え、または図表を用いるなど、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記載すること。

## 6 企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関する事項

### (1) 審査方法

企画提案書の審査は、別添「災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」第5条に基づく会議において、後述で示す(2)評価基準に従い、提案者のプレゼンテーションをもとに審査を行うものとする。

### (2) 評価基準及び特定方法

評価項目及び評価基準は、別紙2「評価基準表」のとおりとし、各審査委員の採点結果を合計した点数が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。なお、同一得点により1者を特定できない場合には、別紙2「評価基準表」の「3 企画提案」の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として特定するが、これによってもなお受託候補者を特定できない場合、「2 理解度・体制」の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、合計得点が満点の6割未満の場合は受託候補者として特定しない。

また、当該受託候補者の次点の提案者を次点受託候補者として特定する。なお、同一得点により次点を特定できない場合の取扱いは上記に準ずる。

なお、提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しない場合や、見積金額（税込）が提案上限額を上回っている場合は、当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

### (3) プrezentation概要

#### ① 実施日時及び場所

令和7年5月26日（月）午後の予定とし、事務局所在の住所にて開催する。

※詳細な日時や会場等については、令和7年5月20日（火）までに電子メールにて通知する。

#### ② 内容等

- 企画提案書の説明15分、質疑応答10分程度とする。
- プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なスクリーン及びプロジェクター等は本市で準備する。
- プレゼンテーションに参加しなかった提案者及び指定時刻に15分以上遅れた提案者は審査の対象から除外する。

### (4) 審査結果の通知

- 特定または非特定の審査結果については、令和7年5月28日（水）に、全ての提案者に対して書面により通知する。また、契約締結後、本市ホームページにて受託者を公表する。
- 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（土日祝日を除く。）以内に、書面にて行う。

### （5）企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本業務への参加資格を失うものとする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 本要領「3 参加資格要件」に示す要件を欠くことになった場合（契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次点の者と手続きを行う。）

## 7 契約に関する事項

- （1）契約については、受託候補者と内容について協議し、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- （2）決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び契約金額について、本市の求めに応じ受託候補者の協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。
- （3）別紙1「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

## 8 その他留意事項

- （1）参加に関する書類の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- （2）提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外にも審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- （3）提出された書類等は返却しない。なお、当該書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。
- （4）提出された書類等は、提案者に無断で本業務にかかる企画提案書の審査及び受託候補者の特定以外の用途に使用しない。なお、当該用途のために写しを作成し、使用することができるものとする。
- （5）提出書類に虚偽または不正な記載があった場合は、提出した参加表明書及び企画提案書は無効とする。
- （6）参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、事務局あてに様式7「辞退届」を電子メールにて送信し、送信後、電話で辞退について連絡すること。

## 9 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

仙台市危機管理局 危機対策課 危機対策係

担当：千葉、遠藤

住所：仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話：022-214-3049 FAX：022-214-8096 E-mail：kks000020@city.sendai.jp

## 10 要領の失効

この要領は、令和7年4月17日より実施し、災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託の契約締結をもって廃止する。